

第4条（報酬及び経費）

1. 甲は乙に対し、有料職業紹介業務を行った際に、紹介報酬として¥〇〇〇,〇〇〇/人の報酬の支払いを行う。紹介の対象は日本国内の転職者及び海外からの新規就職者とする。
2. 甲は乙に対し、月々の管理業務に対して、管理報酬として¥〇〇,〇〇〇/人の報酬の支払いを行う。
3. 紹介業務の必要経費とは、求職者が乙での就業までに発生する移動交通費、宿泊費、航空券など甲及び乙の間において協議を行い必要と認められるものとする。
4. 紹介報酬及び必要経費においては、求職者事に都度協議の上で、最終金額を決定するものとする。
5. 有料紹介事業において求職者が6ヶ月以内に自己都合に限り退職した場合においては、報酬費用の一部を返還する。
6. 求職者が上記5以外の事由において退職した場合については、経費精算及び紹介報酬の返還や求職者の返済金について甲乙協議を行う。

第5条（人員の交換）

1. 乙は有料職業紹介事業において紹介した求職者が、調教騎乗者、厩務員、牧場スタッフとしての職務において重大な過失が生じた際は、人員の交換を行う。
2. 人員の交換における費用負担については、甲及び乙にて協議の上で決定する。
3. 人員の交換を行う際に、求職者の労働契約に関する事項においては、雇用契約書及び労働基準法等の関連法令に準じる。

第6条（返還に関する事項）

1. 紹介報酬の返還

求職者が6ヶ月以内に自己都合で退職した場合は下記の規定にて乙は甲に対して、紹介報酬の返還を行う。

- | | |
|-------------|-----------|
| ・就業日から1ヶ月未満 | 紹介報酬額の80% |
| ・1ヶ月以上3か月未満 | 紹介報酬額の50% |
| ・3か月以上6ヶ月未満 | 紹介報酬額の20% |

尚、乙は自己都合退社した求職者に対して、日本国内で次の企業を紹介する場合は甲の許可を得てからとする。

2. 経費の返還

上記1と同様に求職者が6ヶ月以内に自己都合で退職した場合は下記の規定にて乙は甲に対して、経費の返還を行う。ただし、返還規定については第2条7で記載した規定に伴うこととする。